

合を超えなかったことを証する書面

四 (略)

第百五十七条 (略)

2 前項の場合においては、社員総数の千分の五以上に相当する数の社員(特定相互会社にあつては、第五十条第一項に規定する政令で定める数以上の社員)で六月前から引き続き社員である者は、当該決議に係る事項を会議の目的として、当該会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を取締役に提出して、社員総会の招集を請求することができる。この場合において、当該書類の提出は、同項の公告の日から、一月以内にしなければならない。

3・4 (略)

5 商法第二百四条ノ二第二項及び第三項の規定は、第二項の請求について準用する。この場合において、同条第二項中「株主」とあるのは「社員総数ノ千分ノ五以上ノ社員(特定相互会社ニ於テハ保険業法第五十条第一項ニ規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員)ニシテ六月前ヨリ引続キ社員デアル者」と、「前項」とあるのは「同法第百五十七条第二項」と、同条第三項中「株主」とあるのは「社員」と、「第二百三十二条第二項」とあるのは「保険業法第四十一条又ハ第四十九条ニ於テ準用スル第二百三十二条第二項」と、「株主総会」とあるのは「社員総会(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代会)」「と、「営業年度」とあるのは「事業年度」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ定時総代会)」「と読み替えるものとする。

四 (略)

第百五十七条 (略)

2 前項の場合においては、社員総数の千分の五以上に相当する数の社員で六月前から引き続き社員である者は、当該決議に係る事項を会議の目的として、当該会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を取締役に提出して、社員総会の招集を請求することができる。この場合において、当該書類の提出は、同項の公告の日から、一月以内にしなければならない。

3・4 (略)

5 商法第二百四条ノ二第二項及び第三項の規定は、第二項の請求について準用する。この場合において、同条第二項中「株主」とあるのは「社員総数ノ千分ノ五以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員デアル者」と、「前項」とあるのは「保険業法第百五十七条第二項」と、同条第三項中「株主」とあるのは「社員」と、「第二百三十二条第二項」とあるのは「保険業法第四十一条又ハ第四十九条ニ於テ準用スル第二百三十二条第二項」と、「株主総会」とあるのは「社員総会(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代会)」「と、「営業年度」とあるのは「事業年度」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ定時総代会)」「と読み替えるものとする。

第百六十二条 株式会社と相互会社とが合併する場合において、合併後存続する保険会社等が相互会社であるときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇九 (略)

2 第六十八条第六項の規定は、前項の合併の場合について準用する。
。この場合において、同条第六項中「第四項の準備金のほか、損失てん補準備金」とあるのは、「損失てん補準備金」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

第百六十三条 株式会社と相互会社とが合併する場合において、合併により設立される保険会社等が相互会社であるときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇九 (略)

2・3 (略)

第百六十四条 株式会社と相互会社とが合併する場合において、合併後存続する保険会社等が株式会社であるときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇九 (略)

2・5 (略)

第百六十二条 株式会社と相互会社とが合併する場合において、合併後存続する保険会社が相互会社であるときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇九 (略)

2 第六十八条第五項の規定は、前項の合併の場合について準用する。
。この場合において、同条第五項中「第三項の準備金のほか、損失てん補準備金」とあるのは、「損失てん補準備金」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

第百六十三条 株式会社と相互会社とが合併する場合において、合併により設立される保険会社が相互会社であるときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇九 (略)

2・3 (略)

第百六十四条 株式会社と相互会社とが合併する場合において、合併後存続する保険会社が株式会社であるときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇九 (略)

2・5 (略)

第百六十五条 株式会社と相互会社とが合併する場合において、合併により設立される保険会社等が株式会社であるときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一、十一 (略)

2 (略)

(合併に係る書類の備置き等)

第百六十五条の二 合併（合併後存続する会社又は合併により設立される会社が保険会社等である場合に限る。次条第一項において同じ。）をしようとする保険会社等の取締役（委員会等設置会社等にあつては、執行役）は、商法第四百八条第一項（合併契約書の承認）（第百七十三条第一項において準用する場合を含む。）の株主総会等の会日の二週間前（合併後存続する保険会社等が同法第四百十三条ノ三第一項（簡易な合併手続）の規定により同法第四百八条第一項の承認を得ないで合併を行う場合には、合併契約書の作成の日）から合併の日後六月を経過する日まで、合併契約書その他の内閣府令で定める書類を各営業所又は各事務所に備え置かなければならない。

2 (略)

(合併の決議の公告及び異議申立て)

第百六十六条 合併をしようとする保険会社等は、合併の決議の日（合併後存続する保険会社等が商法第四百十三条ノ三第一項（簡易な

第百六十五条 株式会社と相互会社とが合併する場合において、合併により設立される保険会社が株式会社であるときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一、十一 (略)

2 (略)

(合併に係る書類の備置き等)

第百六十五条の二 合併（合併後存続する会社又は合併により設立される会社が保険会社である場合に限る。次条第一項において同じ。）をしようとする保険会社の取締役（委員会等設置会社等にあつては、執行役）は、商法第四百八条第一項（合併契約書の承認）（第百七十三条第一項において準用する場合を含む。）の株主総会等の会日の二週間前（合併後存続する保険会社が同法第四百十三条ノ三第一項（簡易な合併手続）の規定により同法第四百八条第一項の承認を得ないで合併を行う場合には、合併契約書の作成の日）から合併の日後六月を経過する日まで、合併契約書その他の内閣府令で定める書類を各営業所又は各事務所に備え置かなければならない。

2 (略)

(合併の決議の公告及び異議申立て)

第百六十六条 合併をしようとする保険会社は、合併の決議の日（合併後存続する保険会社が商法第四百十三条ノ三第一項（簡易な合併

合併手続)の規定により同法第四百八条第一項(合併契約書の承認)の承認を得ないで合併を行う場合には、合併契約書の作成の日)から二週間以内に、合併契約書の要旨及び各会社の貸借対照表その他内閣府令で定める事項を公告しなければならない。

2 (略)

3 第七十条第三項の規定は、第一項の保険会社等の合併の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前項において準用する商法第百条第一項」とあるのは、「商法第四百十二条第一項(第百七十三条第一項において準用する場合を含む。)」と読み替えるものとする。

4 合併後存続する保険会社等又は合併により設立される保険会社等は、合併後、遅滞なく、合併がされたこと及び内閣府令で定める事項を公告しなければならない。第一項の公告をした保険会社等が合併をしないこととなったときも、同様とする。

5 合併後存続する保険会社等又は合併により設立される保険会社等の取締役(委員会等設置会社等にあつては、執行役)は、合併の日から六月間、第一項及び第二項において準用する第十七条第二項から第四項までに規定する手続の経過その他の合併に関する事項として内閣府令で定める事項を記載した書類を各営業所又は各事務所に備え置かなければならない。

6 (略)

(合併の認可)

手続)の規定により同法第四百八条第一項(合併契約書の承認)の承認を得ないで合併を行う場合には、合併契約書の作成の日)から二週間以内に、合併契約書の要旨及び各会社の貸借対照表その他内閣府令で定める事項を公告しなければならない。

2 (略)

3 第七十条第三項の規定は、第一項の保険会社の合併の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前項において準用する商法第百条第一項」とあるのは、「商法第四百十二条第一項(第百七十三条第一項において準用する場合を含む。)」と読み替えるものとする。

4 合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社は、合併後、遅滞なく、合併がされたこと及び内閣府令で定める事項を公告しなければならない。第一項の公告をした保険会社が合併をしないこととなったときも、同様とする。

5 合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社の取締役(委員会等設置会社等にあつては、執行役)は、合併の日から六月間、第一項及び第二項において準用する第十七条第二項から第四項までに規定する手続の経過その他の合併に関する事項として内閣府令で定める事項を記載した書類を各営業所又は各事務所に備え置かなければならない。

6 (略)

(合併の認可)

第六百六十七條 前条第一項の保険会社等の合併は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 内閣総理大臣は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 保険会社による認可の申請にあつては、当該合併が、保険会社相互の適正な競争関係を阻害するおそれのないものであること。

三 当該合併後存続する保険会社等又は当該合併により設立される保険会社等が、合併後に、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること。

3 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請が保険会社と少額短期保険業者との合併に係るものであるときは、合併後存続する会社又は合併により設立される会社が保険会社でなければ、同項の認可をしてはならない。

(みなし免許等)

第六百六十八條 前条第一項の認可を受けて合併により設立される株式会社又は相互会社は、当該設立の時に、保険会社を当事者とする合併にあつては第三条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたものとみなし、保険会社を当事者としない合併にあつては第二百七十二條第一項の登録を受けたものとみなす。

2 (略)

第六百六十七條 前条第一項の保険会社の合併は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 内閣総理大臣は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 当該合併が、保険会社相互の適正な競争関係を阻害するおそれのないものであること。

三 当該合併後存続する保険会社又は当該合併により設立される保険会社が、合併後に、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること。

(新設)

(みなし免許)

第六百六十八條 前条第一項の認可を受けて合併により設立される株式会社又は相互会社は、当該設立の時に、第三条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたものとみなす。

2 (略)

(合併による入社)

第百六十九条 第百五十九条第一項の合併が行われた場合において、合併後存続する保険会社等又は合併により設立される保険会社等が相互会社であるときは、合併により消滅する保険会社等の保険契約者は、当該相互会社に入社する。ただし、合併後存続する相互会社又は合併により設立される相互会社の定款において当該保険契約者の保険契約と同種の保険契約に係る保険契約者が社員とされていない場合は、この限りでない。

(会社の分割の認可)

第百七十三条の六 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 保険会社による認可の申請にあつては、当該分割が、保険会社相互の適正な競争関係を阻害するおそれのないものであること。

三 (略)

3 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請が保険会社の保険契約を承継させる分割に係るものであるときは、当該保険契約を承継する会社が保険会社でなければ、同項の認可をしてはならない。

(内閣総理大臣による清算人の選任及び解任)

第百七十四条 内閣総理大臣は、保険会社等が第百五十二条第一項の

(合併による入社)

第百六十九条 第百五十九条第一項の合併が行われた場合において、合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社が相互会社であるときは、合併により消滅する保険会社の保険契約者は、当該相互会社に入社する。ただし、合併後存続する相互会社又は合併により設立される相互会社の定款において当該保険契約者の保険契約と同種の保険契約に係る保険契約者が社員とされていない場合は、この限りでない。

(会社の分割の認可)

第百七十三条の六 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 当該分割が、保険会社相互の適正な競争関係を阻害するおそれのないものであること。

三 (略)

(新設)

(内閣総理大臣による清算人の選任及び解任)

第百七十四条 内閣総理大臣は、保険会社が第百五十二条第一項の規

規定により読み替えて適用する商法第四百四条第一号（株式会社の解散の原因）（第百五十二条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事由のうち同法第九十四条第六号（解散を命ずる裁判）に掲げる事由により解散する場合においては利害関係人若しくは法務大臣の請求により又は職権で、同法第四百十七条第一項（清算人の決定）（第百八十三条第一項において準用する場合を含む。）の場合において清算人となる者がいないとき、及び同法第四百二十八条第三項（設立無効の訴え）（第百八十三条第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百三十八条前段（設立無効の場合の清算）の場合においては利害関係人の請求により又は職権で、清算人を選任する。 2 (略)	定により読み替えて適用する商法第四百四条第一号（株式会社の解散の原因）（第百五十二条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事由のうち同法第九十四条第六号（解散を命ずる裁判）に掲げる事由により解散する場合においては利害関係人若しくは法務大臣の請求により又は職権で、同法第四百十七条第一項（清算人の決定）（第百八十三条第一項において準用する場合を含む。）の場合において清算人となる者がいないとき、及び同法第四百二十八条第三項（設立無効の訴え）（第百八十三条第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百三十八条前段（設立無効の場合の清算）の場合においては利害関係人の請求により又は職権で、清算人を選任する。 2 (略)
3 保険会社等が第三条第一項の免許又は第二百七十二条第一項の登録の取消しによって解散したときは、商法第四百十七条第一項（第百八十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、内閣総理大臣が清算人を選任する。 4・5 (略)	3 保険会社が免許の取消しによって解散したときは、商法第四百十七条第一項（第百八十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、内閣総理大臣が清算人を選任する。 4・5 (略)
6 内閣総理大臣は、保険会社等の清算（特別清算を除く。）の場合において、重要な事由があると認めるときは、清算人を解任することができる。この場合において、内閣総理大臣は、清算人を選任することができる。 7・8 (略)	6 内閣総理大臣は、保険会社の清算（特別清算を除く。）の場合において、重要な事由があると認めるときは、清算人を解任することができる。この場合において、内閣総理大臣は、清算人を選任することができる。 7・8 (略)
9 第六項の規定により内閣総理大臣が清算人を解任する場合におい	9 第六項の規定により内閣総理大臣が清算人を解任する場合におい

ては、内閣総理大臣は、清算に係る保険会社等（以下この節において「清算保険会社等」という。）の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所の所在地の登記所にその旨の登記を嘱託しなければならない。

（内閣総理大臣の選任する清算人の報酬）

第百七十五条 前条第一項、第三項又は第六項の規定により選任された清算人は、清算保険会社等から報酬を受けることができる。

2 （略）

（決算書類の提出）

第百七十六条 清算保険会社等の清算人（特別清算の場合の清算人を除く。）は、商法第四百十九条第一項（会社財産調査報告義務）、第四百二十条第七項（計算書類の作成と監査）又は第四百二十七条第一項（清算の終了）（これらの規定を第百八十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定により株主総会等においてこれらの規定に掲げるものについて承認を得たときは、遅滞なく、これらの規定に掲げるもの（電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、内閣府令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書面）を内閣総理大臣に提出しなければならない。

（解散後の保険契約の解除）

ては、内閣総理大臣は、清算に係る保険会社（以下この節において「清算保険会社」という。）の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所の所在地の登記所にその旨の登記を嘱託しなければならない。

（内閣総理大臣の選任する清算人の報酬）

第百七十五条 前条第一項、第三項又は第六項の規定により選任された清算人は、清算保険会社から報酬を受けることができる。

2 （略）

（決算書類の提出）

第百七十六条 清算保険会社の清算人（特別清算の場合の清算人を除く。）は、商法第四百十九条第一項（会社財産調査報告義務）、第四百二十条第七項（計算書類の作成と監査）又は第四百二十七条第一項（清算の終了）（これらの規定を第百八十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定により株主総会等においてこれらの規定に掲げるものについて承認を得たときは、遅滞なく、これらの規定に掲げるもの（電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、内閣府令で定める電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書面）を内閣総理大臣に提出しなければならない。

（解散後の保険契約の解除）

第七十七条 保険会社等が、第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する商法第四百四条第一号（株式会社）の解散の原因）（第五十二条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事由のうち同法第九十四条第六号（解散を命ずる裁判）に掲げる事由若しくは同法第四百四条第二号（第五十二条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事由又は第五十二条第三項第二号に掲げる事由によつて解散したときは、保険契約者は、将来に向かつて保険契約の解除をすることができる。

2 (略)

3 前二項の場合においては、清算保険会社等は、被保険者のために積み立てた金額、未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、当該保険契約が解除され、又は効力を失った時において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保険料その他内閣府令で定める金額を保険契約者に払い戻さなければならない。

(清算の監督命令)

第七十九条 内閣総理大臣は、保険会社等の清算（特別清算を除く。）の場合において、必要があると認めるときは、当該清算保険会社等に対し、財産の供託その他清算の監督上必要な措置を命ずることができる。

2 第二十八条第一項、第二百二十九条第一項、第二百七十二條の十二第一項及び第二百七十二條の二十三第一項の規定は、前項の場合において、内閣総理大臣が清算保険会社等の清算の監督上必要が

第七十七条 保険会社が、第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する商法第四百四条第一号（株式会社）の解散の原因）（第五十二条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事由のうち同法第九十四条第六号（解散を命ずる裁判）に掲げる事由若しくは同法第四百四条第二号（第五十二条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事由又は第五十二条第三項第二号に掲げる事由によつて解散したときは、保険契約者は、将来に向かつて保険契約の解除をすることができる。

2 (略)

3 前二項の場合においては、清算保険会社は、被保険者のために積み立てた金額、未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、当該保険契約が解除され、又は効力を失った時において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保険料その他内閣府令で定める金額を保険契約者に払い戻さなければならない。

(清算の監督命令)

第七十九条 内閣総理大臣は、保険会社の清算（特別清算を除く。）の場合において、必要があると認めるときは、当該清算保険会社等に対し、財産の供託その他清算の監督上必要な措置を命ずることができる。

2 第二十八条第一項及び第二百二十九条第一項の規定は、前項の場合において、内閣総理大臣が清算保険会社の清算の監督上必要があると認めるときについて準用する。

あると認めるときについて準用する。

(商法等の準用)

第百八十三条 第三十八条、第三十九条、第四十五条、第四十六条、第五十条及び第五十二条の規定並びに第百七十四条第七項の規定により読み替えて適用する商法第四百二十六条(清算人の解任)の規定、第百七十八条の規定により読み替えて適用する同法第四百二十三条(債権申出期間内の弁済)の規定並びに同法第二百三十七条ノ二第三項(裁判所による株主総会の招集)、第二百三十九条第六項及び第七項(代理権を証する書面の公示等)、第四百十八条から第四百二十二条まで(清算人の届出義務、会社財産調査報告義務、計算書類等の監査等及び債権者に対する催告)、第四百二十七条(清算の終了)並びに第四百三十条第二項及び第三項(清算に関する準用規定)の規定は相互会社の清算人について、第五十九条第一項において準用する商法特例法第十六条第二項及び第三項の規定、第五十九条第二項並びに商法第四百七十七条第一項(清算人の決定)及び第四百二十四条(除外された債権者の権利)の規定は相互会社の清算の場合について、同法第四百二十八条(設立無効の訴え)、第四百二十九条(書類の保存)及び第四百三十条第一項(清算に関する準用規定)の規定は相互会社について、それぞれ準用する。この場合において、第百七十四条第七項の規定により読み替えて適用する同法第四百二十六条第一項中「株主総会」とあるのは「社員総会(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代会次条ニ於テ同ジ)」と、同条第二項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有ス

(商法等の準用)

第百八十三条 第三十八条、第三十九条、第四十五条、第四十六条、第五十条及び第五十二条の規定並びに第百七十四条第七項の規定により読み替えて適用する商法第四百二十六条(清算人の解任)の規定、第百七十八条の規定により読み替えて適用する同法第四百二十三条(債権申出期間内の弁済)の規定並びに同法第二百三十七条ノ二第三項(裁判所による株主総会の招集)、第二百三十九条第六項及び第七項(代理権を証する書面の公示等)、第四百十八条から第四百二十二条まで(清算人の届出義務、会社財産調査報告義務、計算書類等の監査等及び債権者に対する催告)、第四百二十七条(清算の終了)並びに第四百三十条第二項及び第三項(清算に関する準用規定)の規定は相互会社の清算人について、第五十九条第一項において準用する商法特例法第十六条第二項及び第三項の規定、第五十九条第二項並びに商法第四百七十七条第一項(清算人の決定)及び第四百二十四条(除外された債権者の権利)の規定は相互会社の清算の場合について、同法第四百二十八条(設立無効の訴え)、第四百二十九条(書類の保存)及び第四百三十条第一項(清算に関する準用規定)の規定は相互会社について、それぞれ準用する。この場合において、第百七十四条第七項の規定により読み替えて適用する同法第四百二十六条第一項中「株主総会」とあるのは「社員総会(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代会次条ニ於テ同ジ)」と、同条第二項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有ス

ル株主」とあるのは「社員総数ノ千分ノ三以上又ハ三千名以上ノ社員（特定相互会社ニ於テハ保険業法第三十九条第一項ニ規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員）ニシテ六月前ヨリ引続キ社員デアル者（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ社員総数ノ千分ノ三以上若ハ三千名以上ノ社員（特定相互会社ニ於テハ同項ニ規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員）ニシテ六月前ヨリ引続キ社員デアル者又ハ九名以上ノ総代）」と、同法第二百三十七条ノ二第三項中「株主総会」とあるのは「社員総会（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代会第二百三十九条第六項ニ於テ同ジ）」と、同法第二百三十九条第六項中「総会」とあるのは「社員総会」と、同法第四百十九條第一項中「株主総会」とあるのは「社員総会（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代会）」と、同法第四百二十條第一項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ定時総代会以下本条ニ於テ同ジ）」と、同条第三項、第五項及び第七項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同条第六項中「前項ニ掲グルモノニ、同条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グルモノ（子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第七十五条第一項ニ於テ準用スル前項ニ掲グルモノ）」とあるのは「前項ニ掲グルモノ」と、同法第四百二十七條第一項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第四百三十條第二項中「第二百三十二條ノ二、第二百三十七條、第二百三十七條ノ三」とあるのは「第二百三十七條ノ三」と、「第二百六十三條、第二百六十五條」とあるのは「第二百六十五條」と、「第二百八十三條第四項第五項第七項、第二百九十三條ノ六及第二百九十三條ノ七ノ規定」とあるのは「及第二百八十三條第四項第五項第七

ル株主」とあるのは「社員総数ノ千分ノ三以上又ハ三千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員デアル者（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ社員総数ノ千分ノ三以上若ハ三千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員デアル者又ハ九名以上ノ総代）」と、同法第二百三十七條ノ二第三項中「株主総会」とあるのは「社員総会（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代会第二百三十九條第六項ニ於テ同ジ）」と、同法第二百三十九條第六項中「総会」とあるのは「社員総会」と、同法第四百十九條第一項中「株主総会」とあるのは「社員総会（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代会）」と、同法第四百二十條第一項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会（総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ定時総代会以下本条ニ於テ同ジ）」と、同条第三項、第五項及び第七項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同条第六項中「前項ニ掲グルモノニ、同条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ掲グルモノ（子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第七十五条第一項ニ於テ準用スル前項ニ掲グルモノ）」とあるのは「前項ニ掲グルモノ」と、同法第四百二十七條第一項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第四百三十條第二項中「第二百三十二條ノ二、第二百三十七條、第二百三十七條ノ三」とあるのは「第二百三十七條ノ三」と、「第二百六十三條、第二百六十五條」とあるのは「第二百六十五條」と、「第二百八十三條第四項第五項第七項、第二百九十三條ノ六及第二百九十三條ノ七ノ規定」とあるのは「及第二百八十三條第四項第五項第七項ノ規定」と、第二百八十三條第三項中「第二百八十八條第二項第十号ノ規定ハ前項」とあるのは「保險業法第二十七條第二項第七号ノ規定ハ同法第二百八十三條第一

項ノ規定」と、第百八十三條第三項中「第百八十八條第二項第十号ノ規定ハ前項」とあるのは「保險業法第二十七條第二項第七号ノ規定ハ同法第百八十三條第一項ニ於テ準用スル第四百三十條第二項」と、第五十九條第二項中「前項において準用する商法第二百八十一條第一項の貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び附属明細書」とあるのは「第百八十三條第一項において準用する商法第四百二十條第一項の貸借対照表及び附属明細書」と、「前項において準用する商法特例法」とあるのは「第百八十三條第一項において準用する第五十九條第一項において準用する商法特例法」と、同法第四百十七條第一項中「株主總會」とあるのは「社員總會（總代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ總代会）」と、同法第四百二十八條第三項中「第百三十八條」とあるのは「第百三十八條前段」と、同法第四百三十條第一項中「第百二十二條」とあるのは「第百二十三條」と、「第百二十九條第二項第三項、第百三十一條」とあるのは「第百二十九條第二項、第百三十一條但書」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

(相互会社の特別清算に関する商法の準用)

第百八十四條 商法第四百三十一條から第四百五十三條まで（特別清算の開始、特別清算開始前の処分、登記及び効果、清算人の義務、裁判所による清算人の任免、裁判所の監督のための調査及び処分、債務の弁済、債権者集会、監査委員、清算行為に関する特則、競売による財産の換価、協定、検査命令並びに検査役の報告事項）、第

項ニ於テ準用スル第四百三十條第二項」と、第五十九條第二項中「前項において準用する商法第二百八十一條第一項の貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び附属明細書」とあるのは「第百八十三條第一項において準用する商法第四百二十條第一項の貸借対照表及び附属明細書」と、「前項において準用する商法特例法」とあるのは「第百八十三條第一項において準用する第五十九條第一項において準用する商法特例法」と、同法第四百十七條第一項中「株主總會」とあるのは「社員總會（總代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ總代会）」と、同法第四百二十八條第三項中「第百三十八條」とあるのは「第百三十八條前段」と、同法第四百三十條第一項中「第百二十二條」とあるのは「第百二十三條」と、「第百二十九條第二項第三項、第百三十一條」とあるのは「第百二十九條第二項、第百三十一條但書」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

(相互会社の特別清算に関する商法の準用)

第百八十四條 商法第四百三十一條から第四百五十三條まで（特別清算の開始、特別清算開始前の処分、登記及び効果、清算人の義務、裁判所による清算人の任免、裁判所の監督のための調査及び処分、債務の弁済、債権者集会、監査委員、清算行為に関する特則、競売による財産の換価、協定、検査命令並びに検査役の報告事項）、第

四百五十四条(第一項第二号を除く。)(裁判所の処分)、第四百五十五条(破産手続の開始)及び第四百五十六条(破産法等の規定の準用)の規定は、相互会社について準用する。この場合において、同法第四百三十一条第一項中「株主ノ申立」とあるのは「社員ノ申立」と、同法第四百三十二条及び第四百三十七条中「第二号又ハ第六号」とあるのは「又ハ第六号」と、同法第四百四十五条第四項中「第二百四十五条」とあるのは「保険業法第四十一条又ハ第四十九条ニ於テ準用スル第二百四十五条」と、同法第四百五十二条第一項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「社員総数ノ千分ノ三以上若ハ三千名以上ノ社員(特定相互会社ニ於テハ保険業法第三十九条第一項ニ規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員)ニシテ六月前ヨリ引続キ社員デアル者」と、同法第四百五十三条中「第百九十二条第一項第二項第四項、第百九十二条ノ二、第百九十三条第一項、第二百六十六条、第二百七十七條、第二百八十条ノ十三、第二百八十条ノ十三ノ二又ハ第四百三十条第二項」とあるのは「保険業法第二十三条第四項ニ於テ準用スル第百九十二条第一項第二項第四項、同法第三十条ニ於テ準用スル第百九十二条ノ二若ハ第百九十三条第一項、同法第五十一条第二項ニ於テ準用スル第二百六十六条(第七項第三号、第十項後段、第十一項及第十九項第三号ヲ除ク)、同法第五十三条第二項ニ於テ準用スル第二百七十七條、同法第六十条第五項ニ於テ準用スル第二百八十条ノ十三又ハ同法第百八十三条第一項ニ於テ準用スル第四百三十条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

四百五十四条(第一項第二号を除く。)(裁判所の処分)、第四百五十五条(破産手続の開始)及び第四百五十六条(破産法等の規定の準用)の規定は、相互会社について準用する。この場合において、同法第四百三十一条第一項中「株主ノ申立」とあるのは「社員ノ申立」と、同法第四百三十二条及び第四百三十七条中「第二号又ハ第六号」とあるのは「又ハ第六号」と、同法第四百四十五条第四項中「第二百四十五条」とあるのは「保険業法第四十一条又ハ第四十九条ニ於テ準用スル第二百四十五条」と、同法第四百五十二条第一項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「社員総数ノ千分ノ三以上若ハ三千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員デアル者」と、同法第四百五十三条中「第百九十二条第一項第二項第四項、第百九十二条ノ二、第百九十三条第一項、第二百六十六条、第二百七十七條、第二百八十条ノ十三、第二百八十条ノ十三ノ二又ハ第四百三十条第二項」とあるのは「保険業法第二十三条第四項ニ於テ準用スル第百九十二条第一項第二項第四項、同法第三十条ニ於テ準用スル第百九十二条ノ二若ハ第百九十三条第一項、同法第五十一条第二項ニ於テ準用スル第二百六十六条(第七項第三号、第十項後段、第十一項及第十九項第三号ヲ除ク)、同法第五十三条第二項ニ於テ準用スル第二百七十七條、同法第六十条第五項ニ於テ準用スル第二百八十条ノ十三又ハ同法第百八十三条第一項ニ於テ準用スル第四百三十条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(供託)

第百九十条 (略)

258 (略)

9 外国保険会社等は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券（社債等の振替に関する法律第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。第二百二十三条第十項、第二百七十二条の五第九項及び第二百九十一条第九項において同じ。）をもって、第一項、第二項又は前項の供託金に代えることができる。

10 第一項、第二項、第四項又は第八項の規定により供託した供託金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、取り戻すことができる。

一 (略)

二 当該外国保険会社等に係る第百八十五条第一項の免許が第二百七十三条の規定によりその効力を失ったとき。

11 (略)

(業務等に関する規定の準用)

第百九十九条 第九十七条、第九十七条の二第一項及び第二項、第九十八条、第九十九条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第百条並びに第百条の二の規定は外国保険会社等の支店等における業務について、第九十九条第三項及び第七項から第十項までの規定は外国生命保険会社等の支店等における業務について、第百一条から

(供託)

第百九十条 (略)

258 (略)

9 外国保険会社等は、国債その他の内閣府令で定める有価証券（社債等の振替に関する法律第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。第二百二十三条第十項及び第二百九十一条第九項において同じ。）をもって、第一項、第二項又は前項の供託金に代えることができる。

10 第一項、第二項、第四項又は第八項の規定により供託した供託金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、取り戻すことができる。

一 (略)

二 当該外国保険会社等に係る第百八十五条第一項の免許が第二百七十二条の規定によりその効力を失ったとき。

11 (略)

(業務等に関する規定の準用)

第百九十九条 第九十七条、第九十七条の二第一項及び第二項、第九十八条、第九十九条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第百条並びに第百条の二の規定は外国保険会社等の支店等における業務について、第九十九条第三項及び第七項から第十項までの規定は外国生命保険会社等の支店等における業務について、第百一条から

第二百五条までの規定は外国損害保険会社等が他の損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。）との間で行う共同行為について、第七條の二、第九條、第一百條第一項及び第三項、第一百一條第一項、第三項及び第四項、第一百二條、第一百四條から第一百八條まで並びに第二百二條から第二百二二條までの規定は外国保険会社等について、それぞれ準用する。この場合において、第九十七條第一項中「第三條第二項」とあるのは「第八十五條第二項」と、第九十九條第六項中「相互会社」とあるのは「外国相互会社」と、同條第八項中「第三百三十三條若しくは第三百三十四條の規定により同法第三條第一項の免許が取り消された場合若しくは同法第二百七十三條の規定により同法第三條第一項」とあるのは「第二百五條若しくは第二百六條の規定により同法第八十五條第一項の免許が取り消された場合若しくは同法第二百七十三條の規定により同法第八十五條第一項」と、「第三百三十三條又は第三百三十四條の規定により同法第三條第一項」とあるのは「第二百五條又は第二百六條の規定により同法第八十五條第一項」と、同條第九項中「第一百一條第一項及び第二項」とあるのは「第九十九條において準用する第一百一條第一項」と、第九十九條中「事業年度」とあるのは「日本における事業年度」と、第一百條第一項中「事業年度」とあるのは「日本における事業年度」と、日本における業務」と、第百十一條第一項中「事業年度」とあるのは「日本における業務」と、第百十一條第一項中「事業年度」とあるのは「日本における業務」と、第百十一條第一項中「事業年度」とあるのは「日本における業務」と、日本における業務」と、本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として内閣府

第二百五条までの規定は外国損害保険会社等が他の損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。）との間で行う共同行為について、第九條、第一百條第一項及び第三項、第一百一條第一項、第三項及び第四項、第一百二條、第一百四條から第一百八條まで並びに第二百二條から第二百二二條までの規定は外国保険会社等について、それぞれ準用する。この場合において、第九十七條第一項中「第三條第二項」とあるのは「第八十五條第二項」と、第九十九條第六項中「相互会社」とあるのは「外国相互会社」と、同條第八項中「第三百三十三條若しくは第三百三十四條の規定により同法第三條第一項の免許が取り消された場合若しくは同法第二百七十二條の規定により同法第三條第一項」とあるのは「第二百五條若しくは第二百六條の規定により同法第八十五條第一項の免許が取り消された場合若しくは同法第二百七十二條の規定により同法第八十五條第一項」と、同條第九項中「第一百一條第一項及び第二項」とあるのは「第九十九條において準用する第一百一條第一項」と、第九十九條中「事業年度」とあるのは「日本における事業年度」と、第一百條第一項中「事業年度」とあるのは「日本における事業年度」と、第百十一條第一項中「事業年度」とあるのは「日本における事業年度」と、日本における業務」と、第百十一條第一項中「事業年度」とあるのは「日本における事業年度」と、日本における業務」と、本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として内閣府令で定める場

令で定める場所」とあるのは「外国保険会社等の日本における支店その他これに準ずる場所として内閣府令で定める場所」と、同条第四項中「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第百十二条第一項中「所有する」とあるのは「日本において所有する」と、「商法第二百八十五条（財産評価に関する特則）（第五十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条第二項中「内閣府令」とあるのは「日本において内閣府令」と、第百十四条第一項中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第百十五条第一項中「所有する」とあるのは「日本において所有する」と、「価格変動準備金」とあるのは「日本において価格変動準備金」と、同条第二項中「株式等」とあるのは「日本における株式等」と、第百十六条第一項中「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「責任準備金」とあるのは「日本において責任準備金」と、同条第二項中「長期の」とあるのは「日本における長期の」と、同条第三項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第百十七条第一項中「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「支出として」とあるのは「支出として日本において」と、「支払備金」とあるのは「日本において支払備金」と、第百十八条第一項中「内閣府令で定める保険契約」とあるのは「日本における保険

所」とあるのは「外国保険会社等の日本における支店その他これに準ずる場所として内閣府令で定める場所」と、同条第四項中「当該保険会社及びその子会社等の業務」とあるのは「当該外国保険会社等の日本における業務」と、第百十二条第一項中「所有する」とあるのは「日本において所有する」と、「商法第二百八十五条（財産評価に関する特則）（第五十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条第二項中「内閣府令」とあるのは「日本において内閣府令」と、第百十四条第一項中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第百十五条第一項中「所有する」とあるのは「日本において所有する」と、「価格変動準備金」とあるのは「日本において価格変動準備金」と、同条第二項中「株式等」とあるのは「日本における株式等」と、第百十六条第一項中「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「責任準備金」とあるのは「日本において責任準備金」と、同条第二項中「長期の」とあるのは「日本における長期の」と、同条第三項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第百十七条第一項中「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「支出として」とあるのは「支出として日本において」と、「支払備金」とあるのは「日本において支払備金」と、第百十八条第一項中「内閣府令で定める保険契約」とあるのは「日本における保険契約のうち内

契約のうち内閣府令で定めるもの」と、「設けなければならない」とあるのは「日本において設けなければならない」と、第二百二十条第一項中「生命保険会社及び内閣府令で定める要件に該当する損害保険会社」とあるのは「外国生命保険会社等及び内閣府令で定める要件に該当する外国損害保険会社等」と、「は、取締役会において保険計理人」とあるのは「の日本における代表者は、当該外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「保険料の算出方法」とあるのは「日本において締結する保険契約に係る保険料の算出方法」と、同条第二項及び第三項中「保険計理人」とあるのは「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、第二百二十一条中「保険計理人」とあるのは「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と、第二百二十二条中「保険計理人」とあるのは「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「当該保険会社」とあるのは「当該外国保険会社等」と読み替えるものとする。

(報告又は資料の提出)

第二百条 (略)

2 内閣総理大臣は、外国保険会社等の日本における業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本における保険契約者等の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該外国保険会社等の特殊関係者(第百九十四条に規定する特殊関係者を

内閣府令で定めるもの」と、「設ける」とあるのは「日本において設ける」と、第二百二十条第一項中「生命保険会社及び内閣府令で定める要件に該当する損害保険会社」とあるのは「外国生命保険会社等及び内閣府令で定める要件に該当する外国損害保険会社等」と、「は、取締役会において保険計理人」とあるのは「の日本における代表者は、当該外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「保険料の算出方法」とあるのは「日本において締結する保険契約に係る保険料の算出方法」と、同条第二項及び第三項中「保険計理人」とあるのは「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、第二百二十一条中「保険計理人」とあるのは「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「取締役会」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と、第二百二十二条中「保険計理人」とあるのは「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「当該保険会社」とあるのは「当該外国保険会社等」と読み替えるものとする。

(報告又は資料の提出)

第二百条 (略)

2 内閣総理大臣は、外国保険会社等の日本における業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本における保険契約者等の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該外国保険会社等の特殊関係者(第百九十四条に規定する特殊関係者を

いう。次項及び次条において同じ。）又は当該外国保険会社等から日本における業務の委託を受けた者（前項の保険の引受けの代理をする者を除く。次項において同じ。）に対し、当該外国保険会社等の日本における業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 外国保険会社等の特殊関係者又は当該外国保険会社等から日本における業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

（立入検査）

第二百一条（略）

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、外国保険会社等の特殊関係者若しくは当該外国保険会社等から日本における業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該外国保険会社等に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 外国保険会社等の特殊関係者又は当該外国保険会社等から日本における業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による質問及び検査を拒むことができる。

（外国保険会社等の清算）

いう。次項及び次条において同じ。）に対し、当該外国保険会社等の日本における業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 外国保険会社等の特殊関係者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

（立入検査）

第二百一条（略）

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、外国保険会社等の特殊関係者の施設に立ち入らせ、当該外国保険会社等に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 外国保険会社等の特殊関係者は、正当な理由があるときは、前項の規定による質問及び検査を拒むことができる。

（外国保険会社等の清算）

第二百十二条 外国保険会社等は、次の各号のいずれかに該当するときは、日本に所在する財産の全部について清算をしなければならない。
い。

一 (略)

二 当該外国保険会社等に係る第百八十五条第一項の免許が第二百七十三條の規定によりその効力を失ったとき。

255 (略)

6 第百七十七條の規定は第一項の規定による外国保険会社等の清算の場合について、第百七十五條及び第百七十九條第一項の規定は第一項の規定による外国保険会社等の清算の場合（第四項において準用する商法第四百三十一條から第四百五十六條までの規定の適用がある場合を除く。以下この項において同じ。）について、第二百條第一項及び第二百一條第一項の規定は第一項の規定による外国保険会社等の清算の場合において内閣総理大臣が清算に係る外国保険会社等の清算の監督上必要があると認めるときについて、それぞれ準用する。この場合において、第百七十七條第二項中「解散の日」とあるのは「当該外国保険会社等に係る第百八十五条第一項の免許が取り消され、又はその効力を失った日」と、同条第三項中「清算保険会社等」とあるのは「清算に係る外国保険会社等」と、第百七十五條中「前条第一項、第三項又は第六項」とあるのは「第二百十二条第二項」と、「清算保険会社等」とあるのは「清算に係る外国保険会社等」と、第百七十九條第一項中「清算保険会社等」とあるのは「清算に係る外国保険会社等」と読み替えるものとする。

第二百十二条 外国保険会社等は、次の各号のいずれかに該当するときは、日本に所在する財産の全部について清算をしなければならない。
い。

一 (略)

二 当該外国保険会社等に係る第百八十五条第一項の免許が第二百七十二條の規定によりその効力を失ったとき。

255 (略)

6 第百七十七條の規定は第一項の規定による外国保険会社等の清算の場合について、第百七十五條及び第百七十九條第一項の規定は第一項の規定による外国保険会社等の清算の場合（第四項において準用する商法第四百三十一條から第四百五十六條までの規定の適用がある場合を除く。以下この項において同じ。）について、第二百條第一項及び第二百一條第一項の規定は第一項の規定による外国保険会社等の清算の場合において内閣総理大臣が清算に係る外国保険会社等の清算の監督上必要があると認めるときについて、それぞれ準用する。この場合において、第百七十七條第二項中「解散の日」とあるのは「当該外国保険会社等に係る第百八十五条第一項の免許が取り消され、又はその効力を失った日」と、同条第三項中「清算保険会社」とあるのは「清算に係る外国保険会社等」と、第百七十五條中「前条第一項、第三項又は第六項」とあるのは「第二百十二条第二項」と、「清算保険会社」とあるのは「清算に係る外国保険会社等」と、第百七十九條第一項中「清算保険会社」とあるのは「清算に係る外国保険会社等」と読み替えるものとする。

7 (略)

(登記簿)

第二百十四條 登記所に、外国相互会社登記簿を備える。

(商法の準用)

第二百十五條 商法第九條(登記手続の通則)、第十一条から第十五条まで(登記事項の公告、登記及び公告の効力、支店における登記の効力、不実の登記の効果並びに変更又は消滅の登記)及び第六十一条(登記期間の起算点)の規定は、外国相互会社の登記について準用する。この場合において、同法第九条中「商業登記簿」とあるのは、「外国相互会社登記簿」と読み替えるものとする。

第二百二十三條 (略)

29 (略)

10 免許特定法人は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券をもって、第一項、第二項又は前項の供託金に代えることができる。

11・12 (略)

(報告又は資料の提出)

第二百二十六條 (略)

2 | 内閣総理大臣は、引受社員の本における業務の健全かつ適切な

7 (略)

(登記簿)

第二百十四條 登記所に、外国相互保険会社登記簿を備える。

(商法の準用)

第二百十五條 商法第九條(登記手続の通則)、第十一条から第十五条まで(登記事項の公告、登記及び公告の効力、支店における登記の効力、不実の登記の効果並びに変更又は消滅の登記)及び第六十一条(登記期間の起算点)の規定は、外国相互会社の登記について準用する。この場合において、同法第九条中「商業登記簿」とあるのは、「外国相互保険会社登記簿」と読み替えるものとする。

第二百二十三條 (略)

29 (略)

10 免許特定法人は、国債その他の内閣府令で定める有価証券をもって、第一項、第二項又は前項の供託金に代えることができる。

11・12 (略)

(報告又は資料の提出)

第二百二十六條 (略)

(新設)